

自教労働者

東京自動車教習所労働組合機関紙

発 行 者

東京自動車教習所労働組合

〒110-0003東京都台東区根岸4-11-10

TEL 03-3871-6470 Fax 03-3871-6473

E-mail tdu@toujikyo.or.jp

URL http://www.toujikyo.or.jp

高速教習の成立要件見直し

「教習所や教習生の負担をふまえて今後検討していく。」

警察庁が回答

7月3日、各地方の共同センター幹事5人が毎年恒例となっている警察庁要請行動を行いました。平成29年3月の法改正で高速教習の成立要件の見直しが行われましたが、現状では、「3人の教習で1人目は成立、2、3人目は不成立となれば教習生の運、不運など不公平感が発生する。高速道路に行かなくてもシミュレーターで成立するのだからさらなる見直しをお願いしたい」と要請すると、「教習所や教習生の負担をふまえて今後検討していく」との回答を引き出しました。



警察庁要請交渉団

また、流山で、教習指導員・検定員を懲罰的に解任し短期間で選任する事案を紹介し、制度の改善を要請しましたが「誰を選任するかは教習所に任せている。あくまで届けであって、審査などは無い出されれば受け取る。」と実態を無視した回答がありました。

選任解任問題は職場の団体交渉など職場で解決していく問題ですが、今後も制度の改善に向け警察庁などに要請を継続していきます。



同じ日に、全指連要請交渉が行われました

警察庁 交通局交通企画課 平野 落合

交通局運転免許課 高木 山田 須藤他2名(所属等不明)

1、「空白の50年」と言われるように、免許取得後50年間技能講習が行われていないことから、年齢が45歳から50歳までの免許更新時に、技能講習を受講させるよう制度を変更すること。また、二種免許保有者の更新時講習に技能講習を受講させるよう制度を変更すること。

視力など時の経過による身体的能力の低下を、全ての免許保有者に更新時に適性検査で確認している。平成22年事業仕訳において免許更新費用の軽減を求められている。更新時講習受講者は昨年1600万人弱いた。国民に時間、費用の新たな負担を強いることはできないので技能講習の導入は難しい。

2、70歳以上の高齢運転者標識を義務化し、道路利用者の交通事故防止意識を高めること。

高齢者保護の主旨で、平成19年に義務化して装着率が上がり、21年には適用除外になった。そういった経緯から今後も啓発活動を行っていく。

3、教習生の利便性向上を図るため、道路交通法を改正し学科試験を教習所・学校で出来る制度にすること。

現状でも道交法で試験の結果の判定以外は、要件を満たすものに委託が出来る事になっている。ただし学科試験を委託するかどうかは各都道府県の公安委員会が決める事であり、制度を改正してまで教習所に学科試験を委託するのは適当ではない。

4、実車による「高速道路での運転」は、時速60キロを超える速度で15キロの道程を走行して技能教習の成立となっていますが、突発的な渋滞などで成立要件が満たされず、高速道路を走行しても教習が不成立となることがあります。不成立となれば予約を取り直し、後日あらためて教習するなど教習生に多大な負担をかけている実態があります。このことから、「高速道路を走行した時点で成立」するよう成立要件を見直すこと。

平成29年3月の法改正の高速教習の成立要件見直しで、規制等があっても指導員の運転を観察することで成立する事とした。

5、教習や検定のミスをしてしまった者に対して、教習指導員・検定員を懲罰的に解任し、反省が認められたとして短期間で選任するといった事を繰り返し行っている会社(管理者)があるが、選任・解任の本来の趣旨から逸脱していることから認めないこととして、警察庁が各都道府県警を指導すること。

道交法の教習所の要件において、どの人材を指導員や検定員に選任するかは各教習所に任されている。教習や検定について不適切な事案があれば、各都道府県公安委員会から指導監督が適正に行われている。指導員、検定員として不適格とされれば資格者証の返納を命ぜられることになっている。

